

加古川南高等学校同窓会「照楠会」会則

施行 昭和61年4月1日

改正 平成7年、平成20年、平成23年

目次

- 第一章 総則(1条—6条)
- 第二章 役員および事務局(7条—16条)
- 第三章 総会および役員会(17条—24条)
- 第四章 会計(25条—29条)
- 第五章 附則(30条)

第一章 総則

【名称】

第1条 本会は加古川南高等学校同窓会「照楠会」（以下、本会）と称する。

【事務局】

第2条 本会は加古川南高等学校（以下、母校）内に事務局を置く。

【目的】

第3条 本会は会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

【事業】

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡および交歓
- (2) 母校の各種事業の後援
- (3) 会報、会員名簿の発行
- (4) その他、役員会または総会にて必要と認められた事業

【会員】

第5条 本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 母校卒業生
- (2) 準会員 母校現教職員および旧職員
- (3) 特別会員 母校を中途退学した者で、役員会によって議決された者
- (4) 名誉会員 母校及び本会に貢献し、総会で認められた者

【異動の通知】

第6条 本会会員は、異動あるごとに本会事務局に通知するものとする。

第二章 役員および事務局

【役員の構成】

第7条 本会は次の役員会を置き、会員の中から選出する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計監査 若干名
- (4) 会計 若干名
- (5) 書記 若干名
- (6) 幹事 各年次から若干名
- (7) 顧問 若干名

【役員の任務】

第8条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が任務を遂行できない場合は代行する。
- (3) 会計監査は本会の会計を監査する。
- (4) 会計は本会の収入支出を記録する。
- (5) 書記は本会の活動状況を記録する。
- (6) 幹事は同年次で卒業した会員相互の連携にあたる。
- (7) 顧問は本会と母校との間の連絡調整にあたる。

【役員の選出】

第9条 役員の選出方法は次の通りとする。

- (1) 会長、副会長、および会計監査は正会員の中から総会において選出する。
- (2) 会計および書記は正会員の中から推薦、または立候補のあった者を役員会の議決を得て、会長が任命する。
- (3) 幹事は卒業年度ごとの各年次から選出する。
- (4) 顧問は母校学校長または母校学校長の推薦する、母校教職員の中から会長が任命する。

【役員の任期】

第10条 役員の任期は3年とし、再選は妨げない。

【役員の罷免】

第11条 役員が他の役員ないし会員等に対して不利益を与えるような、あるまじき行為を行った場合は以下に示す議決を得て役員を罷免することができる。

- (1) 会長を罷免する場合は、総会の議決を必要とする。
- (2) 副会長および会計監査を罷免する場合は、役員会全員の3分の2以上の賛成および、会長の承認を必要とする。
- (3) 書記、会計を罷免する場合は、役員会の議決を必要とする。

【役員の退任】

第12条 役員として選出、委嘱された者が、任期中に何らかの事情により、役員としての任務を遂行することが困難になった場合は、役員会の議決を得てその役員の職を解くことができる。

【役員の補充】

第13条 第11条および第12条によって役員に欠員が生じた場合は、会長は役員会の議決を得て、後任者を任命することができる。

2 後任者の任期は直後の総会までとする。

【役員の兼務】

第14条 役員の兼務は妨げない。

【事務局の構成】

第15条 事務局は会長が委嘱した事務局員により構成する。

2 委嘱期間は、原則として毎年度7月1日から翌年6月30日までとする。

【事務局の任務】

第16条 事務局は本会活動全般の補助を行う。また母校や会員、その他本会関係者との連絡調整を行い、適時役員会に通知・報告する。

第三章 総会および役員会

【会議】

第17条 本会は運営のために総会および役員会をもつ。

【総会】

第18条 総会は本会の運営における最高議決機関であり、本会すべての会員で構成する。

【総会の開催】

第19条 総会は毎年1回開催する。ただし、役員会において必要と認められた場合、若しくは会員の10分の1以上からの請求があった場合には臨時総会を開催することとする。

2 会長は開催2週間前までに会員に通知することとする。

【総会の協議事項】

第20条 総会では庶務報告、決算、予算案、役員選出、会則改訂およびその他必要な事項について発議ならびに審議を行う。

【総会の議決】

第21条 総会の議決は出席会員の過半数の賛成を必要とする。

2 会則の改訂については出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

【役員会】

第22条 役員会は本会の会務執行および事業推進のために、会長が招集する会議であり、会長、副会長、会計監査、会計、書記で構成し、役員過半数の出席を持って役員会とする。

2 役員会での議決を得た事業については本会の予算を使用して執行することができる。

【役員会の議決】

第23条 役員会の議決は出席役員の3分の2の賛成を必要とする。

【総会への報告】

第24条 役員会での議決を得て行った事業については、直後の総会において報告するものとする。

第四章 会計

【会計】

第25条 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

【会計年度】

第26条 本会の会計年度は7月1日から翌年の6月30日までとする。

【会費】

第27条 正会員は本会入会時に会費として7,200円を納入するものとする。

【慶弔】

第28条 会員が学年別同窓会を行う場合や不慮の災害等により死亡、または重大な損害を受けた場合には役員会の承認を得て、別に定める細則規定により慶弔を送ることができる。

【慶弔の報告】

第29条 前条各項に定める事項の金額については、会長、副会長、および会計が協議して決定し、次回の役員会に報告するものとする。

第五章 附則

【会則の施行】

第30条 本会則は、昭和61年4月1日より施行する。